

募集期間

令和7年2月28日(金) ~ 令和7年11月28日(金)

※先着順、予算上限額に達した場合は、期間内であっても受付を終了しますのでご注意ください。

中小企業省エネ対策等支援事業



エネルギー消費の抑制によるコスト削減や、
今後の成長を目指して新たな事業に取り組む企業を応援します！

補助対象者

1事業者1回限り

市内に事務所・事業所を有する中小企業者（小規模事業者、個人事業主を含む）
※農業、林業、漁業、医療など一部対象外の業種があります。

※他の補助金と重複申請はできません。ただし、他の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。

補助対象経費

① 更新設備の購入費

省エネ又は高効率効果が、既存設備と比較し5%以上見込まれると、第三者（原則として、設備メーカー又は納入業者）により証明された設備

◆対象設備（例）

空調・エアコン、ボイラ、照明設備（LED照明含む）、工作機械、厨房機器、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備 等

② 新規導入設備の購入費

自社の強みを生かした新商品の開発、生産及び販売、サービス提供プロセスの改善、新分野進出及び業態転換等の新たな取組に必要な設備（付加価値額（※）が年率平均3%以上増加する3年以上の事業計画を有する場合）

※付加価値額…（法人の場合）営業利益、減価償却費、人件費の合計額

（個人事業主の場合）営業利益（売上金額-原価-経費+利子割引料）、

減価償却費、福利厚生費、給料賃金の合計額

③ ①又は②に係る据え付け、撤去に要する費用

補助率等

補助率	2／3以内
補助限度額	製造業 200万円（下限20万円） 非製造業 100万円（下限10万円）

事業の詳細については
HPをご覧ください

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/ogamarugotorikomika/shokogyo/5109.html>

補助期間

申請日から令和8年1月30日まで

※補助期間内に、発注や契約を行い、納品・支払いまでを完了するものが対象です。

■問い合わせ先

男鹿市役所男鹿まるごと売込課 TEL：0185-24-9143